



<p>共通編 P80 第2部 第1章 第4節 情報 入手する 方法を知る ・確保する</p>	<p>(前略)</p> <p><b>【参考】情報収集の方法</b> 災害が発生したり、発生のおそれがあり、避難を要する事態が発生した場合には、以下の方法等により市や防災関係機関、報道機関が情報を発信しています。</p> <p>(中略)</p> <p>1. テレビ・ラジオ・インターネット等 テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアから伝達を実施します。 停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送が有効です。 また、パソコン（タブレット）やスマートフォンなどを活用してインターネット上のホームページや SNS（ツイッター）などから、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。</p> <p>2. ～8. 略</p>	<p>(前略)</p> <p><b>【参考】情報収集の方法</b> 災害が発生したり、発生のおそれがあり、避難を要する事態が発生した場合には、以下の方法等により市や防災関係機関、報道機関が情報を発信しています。</p> <p>(中略)</p> <p>1. テレビ・ラジオ・インターネット等 テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアから伝達を実施します。 停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送が有効です。 また、パソコン（タブレット）やスマートフォンなどを活用してインターネット上のホームページや SNS（ツイッター）などから、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。 <a href="#">なお、災害時には、インターネット上に根拠のない不確実な情報いわゆるデマが投稿されることがあります。公共機関の情報を確認するなど、こうした情報に惑わされないよう注意してください。</a></p> <p>2. ～8. 略</p>	<p>記述の追加</p>				
<p>共通編 P86 第2部 第1章 第5節 安全を確保するための行動を確認する</p>	<p>1. <b>避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</b> 市民や企業、地域団体等は、次のような取り組みによって災害時の避難行動や安否確認方法を平時から確認しておきます。 (中略)</p> <p><b>【参考】避難場所等の区分</b> 市では、災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、必要な機能を持つ屋内施設や屋外スペースを各種避難所等として指定し、整備推進を図っています。避難所の区分は以下のとおりです。</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. その他の補完的避難施設</p> <table border="1" data-bbox="323 1203 1147 1763"> <tr> <td data-bbox="323 1203 653 1763">補 助 避 難 所</td> <td data-bbox="653 1203 1147 1763"> <p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。 等</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	補 助 避 難 所	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。 等</li> </ul> </li> </ul>	<p>1. <b>避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</b> 市民や企業、地域団体等は、次のような取り組みによって災害時の避難行動や安否確認方法を平時から確認しておきます。 (中略)</p> <p><b>【参考】避難場所等の区分</b> 市では、災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、必要な機能を持つ屋内施設や屋外スペースを各種避難所等として指定し、整備推進を図っています。避難所の区分は以下のとおりです。</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. その他の補完的避難施設</p> <table border="1" data-bbox="1506 1203 2330 1763"> <tr> <td data-bbox="1506 1203 1836 1763">補 助 避 難 所</td> <td data-bbox="1836 1203 2330 1763"> <p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。 等</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	補 助 避 難 所	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。 等</li> </ul> </li> </ul>	
補 助 避 難 所	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。 等</li> </ul> </li> </ul>						
補 助 避 難 所	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。 等</li> </ul> </li> </ul>						

<p>共通編 P87</p>	<p>地区避難施設 (がんばん避難施設)</p>	<p>食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。</p> <p>■「地区避難施設」として活用する場合の前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援物資や情報の収集・提供について、指定避難所を通じて地域が自主的に動ける体制が整っている。</li> <li>・活用する集会所の施設面での安全確認が事前になされている。</li> <li>・地区避難施設の使い方を含めた避難所運営が地域主体で行える。</li> <li>・地区避難施設として必要な施設の整備や備蓄品の調達は、原則として地域が行う。</li> </ul> <p>認知については、地域の判断で「地区避難施設」を立ち上げて、各地域の指定避難所に報告を行うことを通じて認知されることとし、物資の公的支援は、指定避難所への物資の供給が可能となってから行うものとします。</p>	<p>地区避難施設 (がんばん避難施設)</p>	<p>食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。</p> <p>■「地区避難施設」として活用する場合の前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援物資や情報の収集・提供について、指定避難所を通じて地域が自主的に動ける体制が整っている。</li> <li>・活用する集会所の施設面での安全確認が事前になされている。</li> <li>・地区避難施設の使い方を含めた避難所運営が地域主体で行える。</li> <li>・地区避難施設として必要な施設の整備や備蓄品の調達は、原則として地域が行う。</li> </ul> <p>認知については、地域の判断で「地区避難施設」を立ち上げて、各地域の指定避難所に報告を行うことを通じて認知されることとし、物資の公的支援は、指定避難所への物資の供給が可能となってから行うものとします。</p>	<p>記述の追加</p>
	<p>帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所</p>	<p>公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設や場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。 (資料 6-10「帰宅困難者一時滞在施設一覧表」参照)</p>	<p>帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所</p>	<p>公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設や場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。 (資料 6-10「帰宅困難者一時滞在施設一覧表」参照)</p>	
	<p>いっとき避難場所</p>	<p>地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。 いっとき避難場所は、近隣の公園や広場から、地域が自主的に話し合いの中で取り決め、運用するよう努めます。</p>	<p>いっとき避難場所</p>	<p>地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。 いっとき避難場所は、近隣の公園や広場から、地域が自主的に話し合いの中で取り決め、運用するよう努めます。</p>	
	<p>県有施設等</p>	<p>県立高校等の県有施設等については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。</p>	<p>県有施設等</p>	<p>県立高校等の県有施設等については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。</p>	
	<p>福祉避難所</p>	<p>福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p>	<p>福祉避難所</p>	<p>福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。 <a href="#">【参考】市の取り組み</a> <a href="#">災害発生時に指定避難所での生活が困難な出産間近な妊婦や産後間もない産婦、新生児を受け入れるため、市内の看護学科を有する大学などを「周産期福祉避難所」として指定しています。</a> (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)</p>	
<p>2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</p> <p>1に記載した避難行動等については、各種災害の特徴を踏まえ、災害の種類ごとに確認します。 (1)～(3) 略 【参考】市の取り組み</p>	<p>2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</p> <p>1に記載した避難行動等については、各種災害の特徴を踏まえ、災害の種類ごとに確認します。 (1)～(3) 略 【参考】市の取り組み</p>				

	<p>市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<a href="#">せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</a>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、これらの情報は、市ホームページ「<a href="#">せんだいくらしのマップ</a>」にも掲載しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <a href="#">せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</a> <a href="http://www.city.sendai.jp/kekaku/kurashi/anzen/saigaitaisaku/fusuigai/map.html">http://www.city.sendai.jp/kekaku/kurashi/anzen/saigaitaisaku/fusuigai/map.html</a></li> <li>2. <a href="#">せんだいくらしのマップ</a> <a href="http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/">http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/</a></li> </ol>	<p>市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<a href="#">仙台防災タウンページ</a>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、これらの情報は、市ホームページ「<a href="#">せんだいくらしのマップ</a>」にも掲載しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <a href="#">仙台防災タウンページ</a> <a href="http://www.city.sendai.jp/anzensuishin/kurashi/anzen/saigaitaisaku/townpage/townpage.html">http://www.city.sendai.jp/anzensuishin/kurashi/anzen/saigaitaisaku/townpage/townpage.html</a></li> <li>2. <a href="#">せんだいくらしのマップ</a> <a href="https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal">https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal</a></li> </ol>	<p>名称の変更</p> <p>時点更新</p>							
<p>共通編 P119 第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防</p>	<p><del>3. 雨水流出抑制事業〔建設局〕</del></p> <p><del>雨水流出抑制事業は、雨水の浸透施設や貯留施設を設置することにより、浸水被害を防止し、健全な水循環の保全を図るものであり、市所管施設における取り組み、下水道事業による取り組み、民間に対する取り組み及び開発行為等に対する設置指導により進めている。</del></p> <p><del>(1) 市所管施設における取り組み</del></p> <p><del>平成13年6月に市所管施設を対象とした「仙台市雨水流出抑制実施要綱」を制定して取り組んでおり、対象施設・実施時期及び抑制量の目標は次のとおりとしている。</del></p> <p><del>ア 対象施設と実施時期</del></p> <table border="1" data-bbox="383 857 1174 1000"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域における施設</td> <td>新設又は増改築時に実施</td> </tr> <tr> <td>浸水対策重点実施地区における施設</td> <td rowspan="2">増改築の有無に関わらず実施</td> </tr> <tr> <td>浸水対策重点実施施設</td> </tr> </tbody> </table> <p><del>イ 抑制量の目標</del></p> <p><del>敷地面積100平方メートルあたり0.5立方メートル</del></p> <p><del>(2) 民間に対する取り組み</del></p> <p><del>平成15年3月に「仙台市雨水流出抑制施設設置費補助金交付要綱」を制定し、浸水対策重点実施地区内において雨水浸透ますや貯留施設を設置した民間施設の管理者に対する補助金交付事業を平成15年9月より開始している。</del></p> <p><del>(3) 開発行為等に対する設置指導</del></p> <p><del>開発行為等の事前協議において、開発区域内の保水能力の低下防止及び雨水流出量の抑制を目的として、貯留施設や浸透施設の設置指導を行っている。抑制施設は、開発区域面積1ha以上については貯留と浸透の併用とし、1ha未満については浸透を基本としている。</del></p> <p>4. ~11. (略)</p>	対象施設	実施時期	市街化区域における施設	新設又は増改築時に実施	浸水対策重点実施地区における施設	増改築の有無に関わらず実施	浸水対策重点実施施設	<p>削除</p> <p>3. ~10. (略)</p>	<p>重複した記載の整理</p>
対象施設	実施時期									
市街化区域における施設	新設又は増改築時に実施									
浸水対策重点実施地区における施設	増改築の有無に関わらず実施									
浸水対策重点実施施設										
<p>共通編 P126 - 129 第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備</p>	<p>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理室、消防局〕</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <del>画像情報送信システムの整備</del></p> <p><del>広範囲に被災状況を把握できる上空からのヘリコプターテレビ電送システムによる映像に併せ、詳細な被害状況を確認するため、被災建築物内部等の画像を、消防局を通じて災害情報センターに配信する災害現場(屋内)画像情報送信システムを整備する。</del></p> <p>2. 無線通信網の整備〔危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 略</p>	<p>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理室、消防局〕</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <a href="#">総合消防情報システム(映像系システム)</a>の整備</p> <p>広範囲に被災状況を把握できる上空からのヘリコプターテレビ電送システムによる映像に併せ、詳細な被害状況を確認するため、被災建築物内部等の画像を、消防局を通じて災害情報センターに配信するシステムを整備している。</p> <p>2. 無線通信網の整備〔危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 略</p>	<p>総合消防情報システムへの移行に伴う変更</p>							

<p>共通編 P129</p>	<p>(2) 消防救急無線の整備 災害時において迅速な情報収集とそれに基づく情報伝達を行う消防救急無線は消防隊にとって最も基本的な装備である。関係法令等の改正に伴い、アナログ方式からデジタル方式に移行することが規定されたことから、本市においてもデジタル方式の消防救急無線の整備を行っており、平成 27 年度末から本格的な運用を開始したところである。(現況については下表のとおり。)</p> <p>また、<del>現在運用している</del>衛星基地局についても、次世代システムへの更新<del>事務を進めること</del>としている。</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成 25 年度現況</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <del>固定局 6 局</del>            基地局 6 局            陸上移動局 <del>398</del> 局            携帯<del>基地</del>局 1 局            地球局 <del>1</del> 局         </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           ・衛星地球局の改修         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>(4) <del>業務用無線等</del></p>	平成 25 年度現況	今後の整備	<del>固定局 6 局</del> 基地局 6 局 陸上移動局 <del>398</del> 局 携帯 <del>基地</del> 局 1 局 地球局 <del>1</del> 局	・衛星地球局の改修	<p>(2) 消防救急無線の整備 災害時において迅速な情報収集とそれに基づく情報伝達を行う消防救急無線は消防隊にとって最も基本的な装備である。関係法令等の改正に伴い、アナログ方式からデジタル方式に移行することが規定されたことから、本市においてもデジタル方式の消防救急無線の整備を行っており、平成 27 年度末から本格的な運用を開始したところである。(現況については下表のとおり。)</p> <p>また、衛星基地局については、次世代システムへの更新<del>整備を完了し、平成 30 年 8 月より運用を開始</del>している。</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成 30 年度現況</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <del>消防救急無線 (260MHz 帯)</del>            基地局 6 局            陸上移動局 <del>502</del> 局            携帯局 6 局         </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           ・衛星地球局の改修         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>消防団用無線</u> 「消防団の装備の基準」の改正に伴い、双方向通信が可能な無線機の配備が明確化されたことから、消防団用 I P 無線を配備し運用を開始している。</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">平成 30 年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <del>据置型 26 台</del>  <del>携帯型 247 台</del> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) <u>業務用無線等</u> 略</p>	平成 30 年度現況	今後の整備	<del>消防救急無線 (260MHz 帯)</del> 基地局 6 局 陸上移動局 <del>502</del> 局 携帯局 6 局	・衛星地球局の改修	平成 30 年度現況	<del>据置型 26 台</del> <del>携帯型 247 台</del>	<p>表現の修正 時点更新</p> <p>記述の追加</p>
平成 25 年度現況	今後の整備												
<del>固定局 6 局</del> 基地局 6 局 陸上移動局 <del>398</del> 局 携帯 <del>基地</del> 局 1 局 地球局 <del>1</del> 局	・衛星地球局の改修												
平成 30 年度現況	今後の整備												
<del>消防救急無線 (260MHz 帯)</del> 基地局 6 局 陸上移動局 <del>502</del> 局 携帯局 6 局	・衛星地球局の改修												
平成 30 年度現況													
<del>据置型 26 台</del> <del>携帯型 247 台</del>													
<p>共通編 P132 第 2 部 第 2 章 第 6 節 救急救護体制の整備</p>	<p>1. 救急救助体制の整備 [消防局]</p> <p>(1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。</p> <p>ア 高規格救急自動車の整備 平成 29 年 4 月 1 日現在 <del>32</del> 台の高規格救急自動車を整備 (予備車 8 台を含む) (資料 5-2「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照)</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 応急手当の普及啓発 救命率の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習 (e ラーニング含む) やスマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">講習の種別</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">           普通救命講習 I・II (e ラーニング対応)         </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人に対する心肺蘇生法</li> <li>※IIは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。</li> <li>・大出血時の止血法</li> <li>・AED の使用法</li> <li>・その他</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	講習の種別	内 容	普通救命講習 I・II (e ラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人に対する心肺蘇生法</li> <li>※IIは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。</li> <li>・大出血時の止血法</li> <li>・AED の使用法</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>1. 救急救助体制の整備 [消防局]</p> <p>(1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。</p> <p>ア 高規格救急自動車の整備 平成 30 年 4 月 1 日現在 <del>34</del> 台の高規格救急自動車を整備 (予備車 8 台を含む) (資料 5-2「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照)</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 応急手当の普及啓発 救命率の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習 (e ラーニング含む) やスマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">講習の種別</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">           普通救命講習 I・II (e ラーニング対応)         </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人に対する心肺蘇生法</li> <li>※IIは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。</li> <li>・大出血時の止血法</li> <li>・AED の使用法</li> <li>・その他</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	講習の種別	内 容	普通救命講習 I・II (e ラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人に対する心肺蘇生法</li> <li>※IIは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。</li> <li>・大出血時の止血法</li> <li>・AED の使用法</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>時点更新</p>		
講習の種別	内 容												
普通救命講習 I・II (e ラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人に対する心肺蘇生法</li> <li>※IIは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。</li> <li>・大出血時の止血法</li> <li>・AED の使用法</li> <li>・その他</li> </ul>												
講習の種別	内 容												
普通救命講習 I・II (e ラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人に対する心肺蘇生法</li> <li>※IIは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。</li> <li>・大出血時の止血法</li> <li>・AED の使用法</li> <li>・その他</li> </ul>												

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="353 256 602 368">普通救命講習Ⅲ (eラーニング対応)</td> <td data-bbox="602 256 1189 368"> <ul style="list-style-type: none"> <li>小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 368 602 555">上級救命講習</td> <td data-bbox="602 368 1189 555"> <ul style="list-style-type: none"> <li>成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>傷病者管理法</li> <li>外傷の手当</li> <li>AEDの使用法</li> <li>搬送法</li> <li>その他</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 555 602 667">応急手当普及員講習</td> <td data-bbox="602 555 1189 667"> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な応急手当の知識と技能 (AEDを含む)</li> <li>基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法</li> <li>救命に必要な応急手当の指導要領</li> <li>その他</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 667 602 779">救命入門コース</td> <td data-bbox="602 667 1189 779"> <ul style="list-style-type: none"> <li>胸骨圧迫</li> <li>AEDの使用法</li> <li>※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</li> </ul> </td> </tr> </table>	普通救命講習Ⅲ (eラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul>	上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>傷病者管理法</li> <li>外傷の手当</li> <li>AEDの使用法</li> <li>搬送法</li> <li>その他</li> </ul>	応急手当普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な応急手当の知識と技能 (AEDを含む)</li> <li>基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法</li> <li>救命に必要な応急手当の指導要領</li> <li>その他</li> </ul>	救命入門コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸骨圧迫</li> <li>AEDの使用法</li> <li>※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1539 256 1788 368">普通救命講習Ⅲ (eラーニング対応)</td> <td data-bbox="1788 256 2375 368"> <ul style="list-style-type: none"> <li>小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1539 368 1788 555">上級救命講習</td> <td data-bbox="1788 368 2375 555"> <ul style="list-style-type: none"> <li>成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>傷病者管理法</li> <li>外傷の手当</li> <li>AEDの使用法</li> <li>搬送法</li> <li>その他</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1539 555 1788 667">応急手当普及員講習</td> <td data-bbox="1788 555 2375 667"> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な応急手当の知識と技能 (AEDを含む)</li> <li>基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法</li> <li>救命に必要な応急手当の指導要領</li> <li>その他</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1539 667 1788 779">救命入門コース</td> <td data-bbox="1788 667 2375 779"> <ul style="list-style-type: none"> <li>胸骨圧迫</li> <li>AEDの使用法</li> <li>※<u>小学生上学年</u>・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</li> </ul> </td> </tr> </table>	普通救命講習Ⅲ (eラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul>	上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>傷病者管理法</li> <li>外傷の手当</li> <li>AEDの使用法</li> <li>搬送法</li> <li>その他</li> </ul>	応急手当普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な応急手当の知識と技能 (AEDを含む)</li> <li>基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法</li> <li>救命に必要な応急手当の指導要領</li> <li>その他</li> </ul>	救命入門コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸骨圧迫</li> <li>AEDの使用法</li> <li>※<u>小学生上学年</u>・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</li> </ul>	記述の追加
普通救命講習Ⅲ (eラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul>																		
上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>傷病者管理法</li> <li>外傷の手当</li> <li>AEDの使用法</li> <li>搬送法</li> <li>その他</li> </ul>																		
応急手当普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な応急手当の知識と技能 (AEDを含む)</li> <li>基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法</li> <li>救命に必要な応急手当の指導要領</li> <li>その他</li> </ul>																		
救命入門コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸骨圧迫</li> <li>AEDの使用法</li> <li>※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</li> </ul>																		
普通救命講習Ⅲ (eラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul>																		
上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>傷病者管理法</li> <li>外傷の手当</li> <li>AEDの使用法</li> <li>搬送法</li> <li>その他</li> </ul>																		
応急手当普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な応急手当の知識と技能 (AEDを含む)</li> <li>基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法</li> <li>救命に必要な応急手当の指導要領</li> <li>その他</li> </ul>																		
救命入門コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸骨圧迫</li> <li>AEDの使用法</li> <li>※<u>小学生上学年</u>・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</li> </ul>																		
<p>共通編 P135 - 137 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備</p>	<p><b>1. 消防施設の整備</b></p> <p>(1) 消防署所等の整備 消防署所数は、平成 <del>29</del>年 4月 1日現在消防署 6か所、消防分署 3か所、消防出張所 17か所、救急ステーション 1か所である。 市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。</p> <p>(2) 航空消防体制の整備 航空消防・救急体制の強化を図るため、平成 13年度には仙台市消防ヘリポートを整備し 24時間運航を開始するとともに、空白期間のない安定的な運航体制を確保するため、2機目のヘリコプターを導入し、消防ヘリコプター2機体制を構築した。 平成 23年 3月 11日に発生した東日本大震災に伴う大津波により仙台市消防ヘリポートが被災したため、平成 28年 4月 1日現在、仙台空港を暫定的活動拠点としている。 また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場（臨時離着陸場）適地調査を毎年実施し、平成 <del>28</del>年 4月 1日現在、<del>4</del>4か所（常設訓練場を含む）を指定している。 (資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照) (資料 8-6「臨時ヘリポートの適地基準」参照)</p> <p><b>2. 消防装備の整備</b></p> <p>(1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラス A 泡消火薬剤の混合装置や CAFS 装置（圧縮空気泡消火装置）を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;消防車両等&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <table border="1" style="background-color: #00a0e3; color: white; text-align: center;"> <tr> <td>消 防 ポンプ自動車</td> <td>水 槽 付 消 防 ポンプ自動車</td> <td>は し ご 付 消 防 自動車</td> <td>化 学 消 防 ポンプ自動車</td> <td>救 助 工 作 車</td> <td>救 急 車</td> <td>消 防 ヘリコプター</td> </tr> </table> <p>平成 <del>29</del>年 4月 1日現在</p> </div>	消 防 ポンプ自動車	水 槽 付 消 防 ポンプ自動車	は し ご 付 消 防 自動車	化 学 消 防 ポンプ自動車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 防 ヘリコプター	<p><b>1. 消防施設の整備</b></p> <p>(1) 消防署所等の整備 消防署所数は、平成 <u>30</u>年 4月 1日現在消防署 6か所、消防分署 3か所、消防出張所 17か所、救急ステーション 1か所である。 市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。</p> <p>(2) 航空消防体制の整備 航空消防・救急体制の強化を図るため、平成 13年度には仙台市消防ヘリポートを整備し 24時間運航を開始するとともに、空白期間のない安定的な運航体制を確保するため、2機目のヘリコプターを導入し、消防ヘリコプター2機体制を構築した。 平成 23年 3月 11日に発生した東日本大震災に伴う大津波により仙台市消防ヘリポートが被災したため、仙台空港を暫定的活動拠点としていた。<u>平成 30年 4月仙台空港隣接地に恒久的な新しい基地が完成し、活動拠点としている。</u> また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場（臨時離着陸場）適地調査を毎年実施し、平成 <u>30</u>年 4月 1日現在、<u>45</u>か所（常設訓練場を含む）を指定している。 (資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照) (資料 8-6「臨時ヘリポートの適地基準」参照)</p> <p><b>2. 消防装備の整備</b></p> <p>(1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラス A 泡消火薬剤の混合装置や CAFS 装置（圧縮空気泡消火装置）を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;消防車両等&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <table border="1" style="background-color: #00a0e3; color: white; text-align: center;"> <tr> <td>消 防 ポンプ自動車</td> <td>水 槽 付 消 防 ポンプ自動車</td> <td>は し ご 付 消 防 自動車</td> <td>化 学 消 防 ポンプ自動車</td> <td>救 助 工 作 車</td> <td>救 急 車</td> <td>消 防 ヘリコプター</td> </tr> </table> <p>平成 <u>30</u>年 4月 1日現在</p> </div>	消 防 ポンプ自動車	水 槽 付 消 防 ポンプ自動車	は し ご 付 消 防 自動車	化 学 消 防 ポンプ自動車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 防 ヘリコプター	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p>		
消 防 ポンプ自動車	水 槽 付 消 防 ポンプ自動車	は し ご 付 消 防 自動車	化 学 消 防 ポンプ自動車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 防 ヘリコプター													
消 防 ポンプ自動車	水 槽 付 消 防 ポンプ自動車	は し ご 付 消 防 自動車	化 学 消 防 ポンプ自動車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 防 ヘリコプター													

<p>共通編 P136</p>	<table border="1"> <tr> <td>20台</td><td>27台</td><td>6台</td><td>6台</td><td>10台</td><td>33台</td><td>2機</td> </tr> </table> <p>(2) 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況</p> <p>消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;消防団の現況&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">平成 <del>29</del> 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 員</th><th>定 員</th><th>団員数</th><th>充足率</th><th>機械器具置 場</th><th>消 防ポンプ車</th><th>小型動力ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 団 56 分団</td><td>2,430 名</td><td><del>2,044</del> 名</td><td><del>84.1</del> %</td><td>120 か所</td><td>1 台</td><td><del>119</del> 台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料 5-1「消防団の組織等」参照)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 消防団の活性化及び組織と制度の多様化</p> <p>消防団員の各種 <del>資格取得に対する支援体制の充実などにより、消防団の魅力の向上を図り、</del>消防団員の確保に努めるとともに、新しい時代に対応した消防団の組織と制度の多様化を図る。</p> <p><del>(4) 地震防災部の設置</del></p> <p><del>平成 14 年 4 月に地震防災部を新設し、全 56 分団に地震防災部長を配置し地震災害発生時の消防団指揮態勢の強化を図る。また、消防団地震防災アドバイザーを養成し、地震に対する地域全体の防災力の向上を目指し、啓蒙活動を行う。</del></p> <p style="text-align: right;">(資料 5-1「消防団の組織等」参照)</p> <p>5. 略</p>	20台	27台	6台	6台	10台	33台	2機	現 員	定 員	団員数	充足率	機械器具置 場	消 防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	7 団 56 分団	2,430 名	<del>2,044</del> 名	<del>84.1</del> %	120 か所	1 台	<del>119</del> 台	<table border="1"> <tr> <td>20台</td><td>27台</td><td>6台</td><td>6台</td><td>10台</td><td>34台</td><td>2機</td> </tr> </table> <p>(2) 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況</p> <p>消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;消防団の現況&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 員</th><th>定 員</th><th>団員数</th><th>充足率</th><th>機械器具置 場</th><th>消 防ポンプ車</th><th>小型動力ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 団 56 分団</td><td>2,430 名</td><td>1,975 名</td><td>81.3 %</td><td>120 か所</td><td>1 台</td><td>120 台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料 5-1「消防団の組織等」参照)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 消防団の活性化及び組織と制度の多様化</p> <p>消防団員の各種 <u>研修会の実施などにより、消防団の活性化を図り、</u>消防団員の確保に努めるとともに、新しい時代に対応した消防団の組織と制度の多様化を図る。</p> <p style="text-align: right;">(資料 5-1「消防団の組織等」参照)</p> <p>5. 略</p>	20台	27台	6台	6台	10台	34台	2機	現 員	定 員	団員数	充足率	機械器具置 場	消 防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	7 団 56 分団	2,430 名	1,975 名	81.3 %	120 か所	1 台	120 台	<p>時点更新</p> <p>表現の修正</p> <p>消防団地震防災アドバイザー廃止に伴う削除</p>
	20台	27台	6台	6台	10台	33台	2機																																						
現 員	定 員	団員数	充足率	機械器具置 場	消 防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車																																							
7 団 56 分団	2,430 名	<del>2,044</del> 名	<del>84.1</del> %	120 か所	1 台	<del>119</del> 台																																							
20台	27台	6台	6台	10台	34台	2機																																							
現 員	定 員	団員数	充足率	機械器具置 場	消 防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車																																							
7 団 56 分団	2,430 名	1,975 名	81.3 %	120 か所	1 台	120 台																																							
<p>共通編 P152 - 154 第 2 部 第 2 章 第 12 節 物資・資機材等確保体制の充実</p>	<p>2. 公的備蓄の推進 [危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局]</p> <p>災害発生直後から必要となり、<del>市民</del>の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><del>〔備蓄場所の考え方〕</del></p> <p>① 拠点備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を備蓄する。</li> <li>地区の拠点施設（区役所、総合支所等）へ備蓄する。</li> </ul> <p>② 分散備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に災害発生直後から大量に必要となり迅速な対応が必要となる物資 <del>及び</del>避難所運営において必要となる資機材等を備蓄する。</li> <li>避難者を受け入れる施設（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター）へ備蓄する。</li> <li>* 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保</li> </ul> </div>	<p>2. 公的備蓄の推進 [危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局]</p> <p>災害発生直後から必要となり、<u>避難者の安全な生活</u>に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p> <p style="text-align: right;"><a href="#">(資料 6-13「仙台市災害救助物資管理要綱」参照)</a></p> <p style="text-align: right;"><a href="#">(資料 6-13-2「仙台市指定避難所備蓄物資一覧」参照)</a></p> <p style="text-align: right;"><a href="#">(資料 6-13-3「仙台市補助避難所等備蓄物資一覧」参照)</a></p> <p>(1) <u>備蓄場所の考え方</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 拠点備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を備蓄する。</li> <li>地区の拠点施設（区役所、総合支所等）へ備蓄する。</li> </ul> <p>② 分散備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に災害発生直後から大量に必要となり迅速な対応が必要となる物資及び避難所運営において必要となる資機材等を備蓄する。</li> <li>避難者を受け入れる施設（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター、<u>津波避難施設、帰宅困難者一時滞在施設等</u>）へ備蓄する。</li> <li>* 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保</li> </ul> </div>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>記述の追加</p>																																										

できない場合は備蓄倉庫を整備する。

~~資料 6-13「仙台市災害救助物資管理要綱」参照~~

~~(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄~~

平成 30 年 4 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
<del>調理不要食</del>	<del>271,980 食</del>	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター
<del>クラッカー類</del>	<del>180,510 食</del>	
<del>アルファ米</del>	<del>379,750 食</del>	
<del>アルファ粥</del>	<del>13,700 食</del>	
<del>飲料水</del>	<del>255,868 ℓ</del>	
<del>粉ミルク</del>	<del>304,000 g</del>	

~~〔備蓄目標数量及び品目の考え方〕~~

- ① 主食（クラッカー類・アルファ米・調理不要食等）  
東日本大震災の最大避難者数、106,000 人及び災害復旧職員 10,000 人の 2 日分（6 食）を備蓄する。また、災害時要援護者、アレルギー疾患に配慮した調理不要食等も備蓄する。  
※クラッカー、~~クリームサンドビスケット~~を除いて、全てアレルギーフリーのものを備蓄している
- ② 飲料水  
東日本大震災の最大避難者数、106,000 人及び災害復旧職員 10,000 人の 2 日分（1 日 10）を備蓄する。
- ③ 粉ミルク  
避難者に占める乳幼児数（約 1,000 人）の 2 日分（1 日 150g）を備蓄する。  
また、アレルギー疾患に配慮した粉ミルクも備蓄する。
- ④ ~~帰宅困難者用備蓄~~  
~~徒歩帰宅者支援用として、携帯が容易なビスケット等の食料（想定数×1 食）及び飲料水（想定数×0.50）を備蓄する。~~

~~(2) 生活物資等の備蓄~~

平成 30 年 4 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
情報収集用テレビ	194 台	市立小中高等学校等
テント式 プライベートルーム	386 基	市立小中高等学校
毛 布	59,900 枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等
大型扇風機	776 台	市立小中高等学校等
L P G 発 電 機	719 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等
L E D 投 光 器	1,113 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等
災害用簡易組立トイレ	970 基（うち洋式 582 基）	市立小中高等学校等

できない場合は備蓄倉庫を整備する。

(2) 食料、飲料水、粉ミルクの備蓄目標数量及び品目の考え方

- ① 主食（クラッカー類・アルファ米・調理不要食等）  
東日本大震災の最大避難者数、106,000 人及び災害復旧職員 10,000 人の 2 日分（6 食）を備蓄する。また、災害時要援護者、アレルギー疾患に配慮した調理不要食等も備蓄する。  
※クラッカー、を除いて、全てアレルギーフリーのものを備蓄している
- ② 飲料水  
東日本大震災の最大避難者数、106,000 人及び災害復旧職員 10,000 人の 2 日分（1 日 10）を備蓄する。
- ③ 粉ミルク  
避難者に占める乳幼児数（約 1,000 人）の 2 日分（1 日 150g）を 区役所及び総合支所に備蓄する。  
また、アレルギー疾患に配慮した粉ミルクも備蓄する。
- ④ 津波避難施設用備蓄  
上記とは別に施設毎に想定した避難者数の 1 日分の食料・飲料水を備蓄する。
- ⑤ 帰宅困難者一時滞在施設用備蓄  
上記とは別に一時滞在場所の帰宅困難者用として、食料（3 日×3 食）及び飲料水（3 日×1L）を備蓄する。

(3) 生活物資備蓄の主なもの

平成 30 年 4 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
情報収集用テレビ	195 台	市立小中高等学校等
テント式 プライベートルーム	388 基	市立小中高等学校
毛 布	60,000 枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等
大型扇風機	800 台	市立小中高等学校等
L P G 発 電 機	722 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等
L E D 投 光 器	1,118 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等
災害用簡易組立トイレ	972 基（うち洋式 584 基）	市立小中高等学校等

表現の修正

記述の追加

表現の修正  
時点更新

	<table border="1" data-bbox="347 256 1213 468"> <tr> <td>災害用携帯型簡易トイレ</td> <td>約 <del>185,800</del> 枚</td> <td>市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> <tr> <td><del>浄水機</del></td> <td>7基</td> <td><del>区役所、総合支所</del></td> </tr> <tr> <td>石油ストーブ</td> <td>164台</td> <td>市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> </table> <div data-bbox="347 499 1441 774" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔備蓄目標量の考え方〕</p> <p>① 災害用組立仮設トイレ等 指定避難所（市立小中高等学校等）を対象に、1校当たり災害用簡易組立トイレを5基（和式2基・洋式3基）、災害用携帯型簡易トイレを300枚整備する。</p> <p><del>② 浄水機</del> <del>ペットボトルでの飲料水備蓄を補充するものとして区役所及び総合支所に各1機を整備する。</del></p> <p>④ 石油ストーブ 市民センター、コミュニティ・センターに1か所当たり2台を整備する。</p> </div> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3.～6. 略</p>	災害用携帯型簡易トイレ	約 <del>185,800</del> 枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター	<del>浄水機</del>	7基	<del>区役所、総合支所</del>	石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター	<table border="1" data-bbox="1530 256 2396 437"> <tr> <td>災害用携帯型簡易トイレ</td> <td>約 <u>170,200</u> 枚</td> <td>市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> <tr> <td>石油ストーブ</td> <td>164台</td> <td>市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> </table> <div data-bbox="1530 472 2624 679" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔備蓄目標量の考え方〕</p> <p>① 災害用組立仮設トイレ等 指定避難所（市立小中高等学校等）を対象に、1校当たり災害用簡易組立トイレを5基（和式2基・洋式3基）、災害用携帯型簡易トイレを300枚整備する。</p> <p>② 石油ストーブ 市民センター、コミュニティ・センターに1か所当たり2台を整備する。</p> </div> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3.～6. 略</p>	災害用携帯型簡易トイレ	約 <u>170,200</u> 枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター	石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター	<p>浄水機の削除</p>
災害用携帯型簡易トイレ	約 <del>185,800</del> 枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター																
<del>浄水機</del>	7基	<del>区役所、総合支所</del>																
石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター																
災害用携帯型簡易トイレ	約 <u>170,200</u> 枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター																
石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター																
<p>共通編 P175 第2部 第2章 第17節 教育・訓練の推進</p>	<p>2. 学校における防災教育〔危機管理室、消防局、教育局〕</p> <p>児童生徒の知識・技能・態度の育成により防災対応力（思考力、判断力、行動力）を育み、災害時に自他のために的確に行動できる力を身に付けさせる仙台版防災教育を推進する。</p> <p>(1) 学校教育活動全般を防災の観点から見直し、関連付け、仙台版防災教育として再構築</p> <p>(2) 教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等と関連付けた全体計画、年間指導計画の作成</p> <p>(3) 副読本の活用、仙台版防災教育実践ガイドの活用と指導内容・方法の工夫と教員への研修の実施</p> <p>(4) 「自分づくり教育」との関連を図り、地域のために行動する活動場面の設定</p> <p>(5) 地域との連携強化</p> <p>(6) 多様な場面を想定した避難訓練、引渡し訓練、集団下校訓練等の実施</p> <p>(7) 家庭との連携強化</p> <p>(8) 防災関係機関・研究機関等との連携強化</p>	<p>2. 学校における防災教育〔危機管理室、消防局、教育局〕</p> <p>児童生徒の知識・技能・態度の育成により防災対応力（思考力、判断力、行動力）を育み、災害時に自他のために的確に行動できる力（<u>自助の力・共助の力</u>）を身に付けさせる仙台版防災教育を推進する。</p> <p><u>(1) 児童生徒や学校、地域の特性・実態に応じた防災教育の実施</u></p> <p><u>(2) 震災の教訓や記憶の風化防止を踏まえた全体計画・年間指導計画の作成と必要な人的又は物的な体制の確保</u></p> <p><u>(3) 目指す児童生徒の姿の実現に必要な教科横断的な視点からの教育課程の編成及び実施状況の評価・改善</u></p> <p><u>(4) 仙台版防災教育副読本の計画的な活用</u></p> <p><u>(5) 「仙台版防災教育実践ガイド」の活用と指導の工夫、教職員への研修の実施</u></p> <p><u>(6) 「自分づくり教育」との関連を図り、地域のために行動する活動場面の設定</u></p> <p><u>(7) 家庭・地域との連携強化</u></p> <p><u>(8) 多様な災害や場面を想定した避難訓練、引渡し訓練、集団下校訓練、合同防災訓練等の実施</u></p> <p><u>(9) 防災関係機関・研究機関との連携強化</u></p>	<p>時点更新 表現の修正</p>															
<p>共通編 P180 第2部 第2章 第18節 災害に強い街づくり</p>	<p>2. 災害対策関連事業の推進〔環境局、都市整備局、建設局〕</p> <p>災害に強い都市構造への転換を図るため下記の事業を推進する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><del>(5) 雨水流出抑制整備</del></p> <p>(6)～(11) 略</p>	<p>2. 災害対策関連事業の推進〔環境局、都市整備局、建設局〕</p> <p>災害に強い都市構造への転換を図るため下記の事業を推進する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>削除</p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p>重複した記載の整理</p>															